

林業の新たな挑戦

国産材の安定供給を支え、健全な森林を将来へと引き継ぐ林業経営の確立に向けて

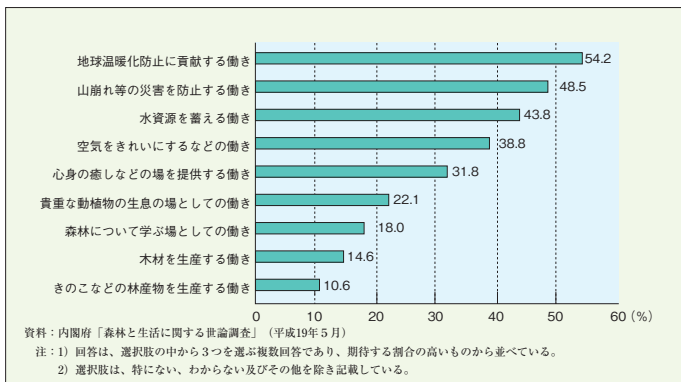
1 森林に対する国民の期待の高まりと林業の役割

地球温暖化防止等の期待に応えるための森林整備

内閣府が平成一九年五月に実施した「森林と生活に関する世論調査」によると、森林に対する期待として「二酸化炭素を吸収することにより、地球温暖化防止に貢献する働き」が第一位になっています。第二位の「山崩れなどの災害を防止する働き」や第三位の「水資源を蓄える働き」などの機能にも多くの期待が寄せられ、国民の森林に対する関心も多様化しています。このような期待に応えていく上で、特に人工林においては、適切な森林整備を進めることが必要です。

こうした中、我が国の森林の所有形態は六割が私有林、三割が国有林、一割が地方公共団体が所有する公有林となっています。また、人工林の割合は、国有林の三一%に対して私有林は四六%。私有林は人為的な作業をより必要とする人工林を多く抱えている状況にあります。私有林における森林整備の多くは、市町村森林整備計画の下で、森林所有者の意向や意欲に基づいて実施されますが、近年では所

森林に期待する働き



有者の高齢化などから、森林組合や素材生産業者等の林業事業体に作業を委託する傾向が強まっています。温暖化対策として間伐などの森林の整備を計いつそう求められる中、森林整備を計画的に実施していくためには、意欲ある林業事業者等の担い手を確保、育成していくこと、そして機械設備等の充実を図ることや適切な作業を行なう技術力を高めていくことが必要になります。また、担い手が森林所有者から施業を長期的に受託することにより、

2 安定供給可能な資源としての国産材への期待

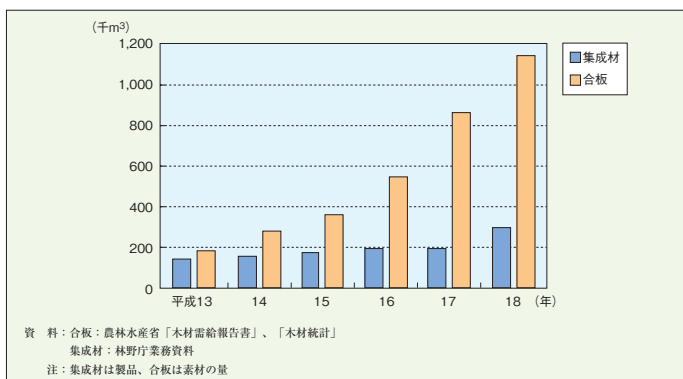
国産材が見直される今、追い風の中にある林業

近年、木材貿易を取り巻く情勢は、中国や中東諸国における木材需要の増加、原油価格の高騰やユーロ高などに起因する輸入価格の上昇、ロシアにおける丸太等の輸出税の引き上げなど先行きが不透明な状況にあります。

一方、国産材は、利用可能な資源が充実しつつある中、加工技術の向上により曲がり材や小径材を合板や集成材に利用することが可能になってきたこともあり、平成一三年から一八年の間に合板での国産材利用量は六倍、集成材では同二倍に増加するなど、木材加工分野において国産材が見直されてきています。

また、国産材専門の製材工場においても、大規模工場の素材入荷割合が増加しています。さらに、住宅産業においても、環境への配慮の観点から、森林づくりと関連づけながら、国産材を利用した住宅の長所を消費者にPRする動きが見られます。

合板、集成材の国産材利用量の推移



このように木材産業や住宅産業の国産材利用への関心は、これまで以上の高まりをみせてきており、国産材の安定供給を現実にも求める状況が生じています。こうした動きに的確に応えていくためには、林業の担い手は施業の集約化を進め、主伐だけではなく利用間伐（間伐材を搬出し資源として利用していく方法）による木材生産を計画的かつ集約的に実行し、年間を通じて一定の素材生産量を確保していく必要があります。

3 森林整備と安定供給を支える林業の重要性

このように、地球温暖化防止をはじめとする公益的機能を発揮する健全な森林を育成していく上でも、木材産業が求める原木を安定的に供給していく上でも、持続的な林業生産活動と森林整備が求められています。そして、それらを支えるためには、チャレンジ精神をもった意欲ある林業の担い手が育成され、持続的な林業経営の確立に向けてかじを取っていくことが重要です。

4 新たな林業に向けた胎動

提案型の取組による森林施業の集約化

我が国の小規模な森林所有形態に起因する森林施業の効率性の低さを克服していくためには、森林の経営や管理を所有者のみに任せるのではなく、地域の核となる意欲ある担い手へと委託する仕組みを構築することが重要となります。

近年では、原木の安定供給を進める上で必要となる施業の集約化を図るため、意欲ある森林組合等の林業事業者が、森林所有者に対して施業の提案を行う取組が進められています。この取組は、森林の現況を踏まえた上で森林

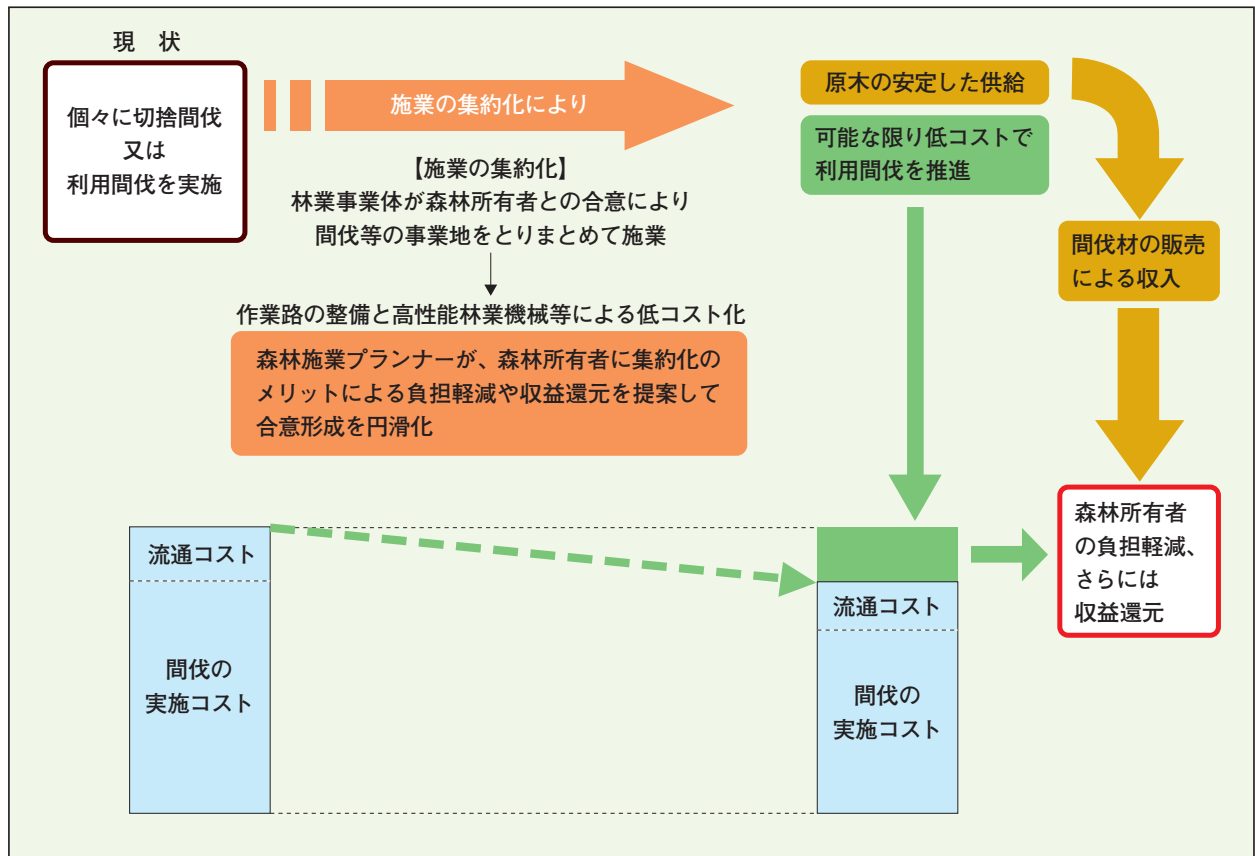
所有者に対し、間伐等の必要な施業を提案するとともに、過去の施業実績により得られたデータに基づいて、コスト計算を行い、その実施にかかる経費や伐採木から得られる収入等の収支見込みを示し、森林施業の受託を進めようとするものです。

たとえば群馬県の多野東部森林組合は、平成一八年度から施業提案型の集約化に取り組み、施業の工程管理や単価設定等、コスト管理技術の向上に努めています。平成一八年度にはモデル団地として七〇haの団地を設定し、森林所有者一四名に施業内容や収支等を示したプランを提示し、了承を得ています。また一九年度には、その内の三〇haにおいて作業路網と高性能林業機械を用いた集約化施業を実行し、森林所有者に収益を還元しています。

このように林業事業者は、隣接する所有者の森林施業を集約化し、間伐等の施業地のまとまりが確保されれば、地域全体を見据えながら、間伐や路網の整備等を個々に行う場合よりも効率的に実施することが可能になります。また、集約化された施業地からは、まとまった量の原木を製材工場などの需要者へ安定的に供給することも可能となります。そして、こうした取組によって林業経営の採算性を向上させ、森林所有者への収益還元へとつなげていくことが可能になるのです。

これからの林業はこのような提案型の取組による施業の集約化を各地で

提案型による集約化施業のイメージ図



推進していくことが重要です。そして、これらの取組は、森林組合、素材生産業者、製材業者等がそれぞれに有している人材、機械、情報力、資金力等を踏まえた上で、地域の実情に即した効果的な形で行われることが求められます。

下の表で紹介しているように、施業提案活動の実施については、森林所有者とのつながりが深いことから森林組合が中心的な役割を担うケースが多いと考えられますが、施業の実施については森林組合が有している作業班や機械の状況が地域によって異なっていることや、素材生産業者が利用間伐に必要な情報や優れた技術力等を有している地域もあることから、施業提案活動と実際の施業を行う仕組みについては、多様な形態が考えられます。林業事業体等との連携や適切な競争も行いながら、その地域に最も適した効果的な仕組みが構築されることが重要です。そして、将来的には施業を効率的に実施できる林業事業体が一定の地域の広がりの中に複数育成されることにより、森林所有者の選択肢が広がるとともに、より低コストで効率的な施業や長期的観点に立った施業などが推進されていくことが望まれます。

このような提案型の取組を早期に普及させるため、森林所有者に委託を働きかける「森林施業プランナー」を育成する研修をはじめ、様々な研修や現地検討会等が行われています。ま

た収益性の高い林業生産活動を行うためには、集約化によるスケールメリットを活かし、路網と高性能林業機械等の一体的な組合せによる作業システムや列状間伐の実践などにより、間伐等の作業コストの低減を進めていくことが必要です。高性能林業機械の稼働率を高める取組も重要です。さらに、集約化を目指す意欲ある担い手にとって森林所有者や境界等の情報が不可欠であること、国産材利用を拡大しようとする木材産業にとつて国産材原木の供給可能な情報が極めて重要であることから、こうした情報を入力しやすい環境を整備していく取組も重要となります。

森林が持続的に管理されていくために

森林所有者から森林整備を受託する意欲ある担い手が育成され、経営管理能力を高めつつ、効率的な林業生産活動を持続的に実施していくことは、原木の安定供給を継続させ、国産材需要を拡大し、さらには林業経営に安定性を与えることとなります。そして、このことが山元への収益の還元を通じて森林所有者の施業意欲をいっそう高め、ひいては健全な森林を育成していくことにもつながるのです。今、こうした新たな取組に挑戦していくことが、林業が将来にわたって健全な森林を引き継いでいくために不可欠のものです。

施業提案活動及び施業を担う林業事業体等の想定される形態

タイプ	施業提案活動と施業実施の主体		(例)
	森林所有者への施業の提案	提案された施業の実施	
I 森林組合単独タイプ	森林組合		森林組合が伐採作業の作業班や高性能林業機械を有している場合等
II 森林組合＋素材生産業者タイプ-1	森林組合	森林組合 素材生産業者	森林組合が伐採作業の一部を地域の素材生産業者に委託する場合等
III 森林組合＋素材生産業者タイプ-2	森林組合	素材生産業者	森林組合が伐採班を有していない場合や地域の素材生産業者が伐採作業を行う方が効率的な場合等
IV その他のタイプ	素材生産業者 又は 大規模森林所有者		意欲ある素材生産業者が経営規模を拡大していく場合等 大規模に森林を所有する個人や企業が、周辺の森林の管理も併せて行っていく場合等
	木材産業との連携タイプ		木材産業が自社の安定した原料調達を目指して調達量や価格を設定し、森林組合や素材生産業者等が行う提案活動や作業と連携する場合等
その他 (以上の複合等)			

京都議定書の約束達成に向けた森林吸収源対策の加速化

地球温暖化は、人類の生存基盤にかかわる最も重要な環境問題の一つであり、その防止に向け国際的な取組が進められてきています。京都議定書では、平成二〇年（二〇〇八年）から平成二四年（二〇一二年）までの五年間を第一約束期間とし、温室効果ガス排出量を基準年である平成二年（一九九〇年）と比較し、先進国全体で少なくとも五％、我が国においては六％削減することを法的拘束力のある約束として定め、その第一約束期間がすでに開始されています。

この六％削減約束の達成に向けては一三〇〇万炭素トン（四七六七万二酸化炭素トン）、基準年総排出量比約三・八％程度を森林による吸収量で確保することとしており、森林吸収源は温暖化対策において特に重要なものとして位置付けられています。

森林による二酸化炭素吸収量の算入ルールでは新規植林や適切な森林経営が行われている森林等が対象となりますが、我が国においては、既に多くの森林が造成されており、新たに造成される森林は限られていることから、「森林経営」が行われている森林により、吸収量を確保することが必要です。このため我が国の森林約二五〇〇万haのうち半分近くを占める育成林において間伐等の森林整備を適時に適切に行うことにより、森林経営の対象となる森

林を増加させていくことが重要となります。

平成一九年度に改定された「京都議定書目標達成計画」において、これまでの

水準で森林整備が推移するものとして試算した結果、目標達成のためには、平成一九年度（二〇〇七年）から六年間にわたり、毎年二〇万haの追加的な間伐等の森林整備を確実に実施する必要があります。このため、新たに「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」の制定や、六年間で三三〇万haの間伐の実施等を目標とする「美しい森林づくり推進国民運動」を幅広い国民の理解と協力の下に展開することなどにより、森林整備、木材供給、木材の有効利用等を官民一体となって着実かつ総合的に推進する、としています。引き続き、「美しい森林づくり推進国民運動」

我が国における森林経営の考え方

育成林における「森林経営」の考え方

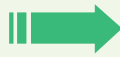
- 森林を適切な状態に保つために1990年以降に行われる森林施業



更新（地拵え、地表かきおこし、植栽等）



保育（下刈り、除伐等）



間伐、主伐

天然生林における「森林経営」の考え方

- 法令等に基づく伐採・転用規制等の保護・保全措置

の展開等を図りつつ、間伐などの森林整備をはじめとする森林吸収源対策を加速化していくことが必要です。

まとめ

今回は「平成十九年度 森林・林業白書」の中から、特集テーマ（I章）である「林業の新たな挑戦」について、そして、II章である「京都議定書の約束達成に向けた森林吸収源対策の加速化」について、その概要を紹介してきました。

白書では、このほかにもIII章として「多様で健全な森林づくりに向けた森林の整備・保全の推進」、IV章として「林産物需給と木材産業」、V章として「国民の森林」としての国有林野の取組」について取りまとめられています。ここでは、森林、木材産業、国有林の各分野についての動きや木材利用の推進の取組など、今回の誌面で紹介しきれなかった多くの内容について記載されています。是非、ご一読ください。